

高根沢町学校給食代替費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食の代替として弁当を持参する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、もって学校給食費の減免を受けている児童生徒の保護者との公平を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、高根沢町学校給食費徴収規則（令和4年高根沢町規則第5号。以下「徴収規則」という。）において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医師の診断を受けた食物アレルギーその他の疾患又は宗教上の配慮を理由に、徴収規則第8条の規定により学校給食の提供の停止を受けており、かつ、弁当を持参している児童生徒の保護者

(2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、徴収規則別表に掲げる給食費の額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する月があるときは、当該月分に相当する期別の補助金は、交付しない。

(1) 児童生徒が長期欠席等により、月の初日から末日までの間、一度も登校しなかった月

(2) 徴収規則に基づく学校給食の提供を受けた月

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する期日までに、高根沢町学校給食代替費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し高根沢町学校給食代替費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 補助金は、毎年度3月に、当該年度分を一括して交付するものとする。ただし、前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が年度の途

中に交付対象者でなくなった場合は、町長が別に定める時期に交付することができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(高根沢町学校給食費減免相当額助成金交付要綱の廃止)

2 高根沢町学校給食費減免相当額助成金交付要綱（令和4年高根沢町告示第30号）は、廃止する。